

ID: 164

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町農地、農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第130号		
<p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第2条 分担金は、農地又は農業用施設が被災したものをこの事業によって復旧し、特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、この災害復旧事業に要する経費から、この災害復旧事業に対する補助金等の額を控除した額とし、事業費の5%以内とする。 2 前項の規定にかかわらず、査定設計作成に要する測量設計業務を委託した場合は、業務費の5%とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日